

## 第23号様式(第25条)

1 災害補償記録簿の番号				遺族補償年金等記録簿(表)					
2 遺族補償年金受給資格者	氏名	生年月日	住所	死亡した職員との続柄	受給資格に変動を生じた年月日	その事由	年金証書の番号	3 厚生年金保険等の受給関係	旧船員保険法の遺族年金 旧厚生年金保険法の遺族年金 旧国民年金法の 母子年金 準母子年金 遺児年金 寡婦年金 厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の遺族基礎年金 厚生年金保険法の遺族厚生年金 国民年金法の遺族基礎年金 国民年金法の寡婦年金 支給されている年金の年額 円
4 遺族補償年金の年額								5 遺族特別給付金の年額 年 月 号	
支給年月	補償基礎額	乗すべき数	条例第12条による年金額	条例付則第21項による調整後の年金額					
年 月から	円	円	円	円					
年 月から									
年 月から									
年 月から									
年 月から									
振込先 金融機関名	銀行	支店	備考						
口座番号									

(裏)

(記入要領)

1 遺族補償年金等記録簿(表)

(1) この記録簿は、遺族補償年金の支給が決定された場合に作成し、支給事由の継続する間、記入してください。

(2) 「2 遺族補償年金受給資格者」の欄は、遺族補償年金を受けることができる遺族全員について、次のように記入してください。

ア 「氏名」の項は、横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「条例」といいます。)第12条第3項に規定する順序により記入してください。なお、氏名の冒頭に受給権者であるときは権と、受給権者と生計を同じくしている者であるときは生と、条例第12条第1項第4号に規定する身体障害に該当する状態にあるときは身と記入してください。

イ 「受給資格に変動を生じた年月日」の項は、その者が受給権者となった年月日又は受給権者若しくは受給資格者でなくなった年月日等を記入してください。

ウ 「その事由」の項は、受給資格に変動を生じた事由を具体的に記入してください。

(3) 「3 厚生年金保険等の受給関係」の欄は、受給権者が遺族補償年金と同一の事由により次の年金の給付を受けているときは、該当するにレ印を記入してください。

ア 旧船員保険法の遺族年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」といいます。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金をいいます。)

イ 旧厚生年金保険法の遺族年金(国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金をいいます。)

ウ 旧国民年金法の母子年金、準母子年金、遺族年金又は寡婦年金(国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金をいいます。)

エ 厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除きます。)

オ 厚生年金保険法の遺族厚生年金(当該補償の事由となった死亡について国民年金法の遺族基礎年金が支給される場合を除きます。)

カ 国民年金法の遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は厚生年金保険法の遺族厚生年金が支給される場合を除きます。)

キ 国民年金法の寡婦年金

- (4) 「4 遺族補償年金の年額」及び「5 遺族特別給付金の年額」の欄は、傷害補償年金等記録簿(第21号様式の2)(記入要領)の1の(4)及び(5)の例により記入してください。
- (5) 「6 備考」の欄は、傷病補償年金等記録簿(第21号様式の2)(記入要領)の1の(8)の例により記入してください。

## 2 遺族補償年金等記録簿(裏)

- (1) この記録簿は、遺族補償年金及び遺族特別給付金(一時金)を支払った都度記入してください。
- (2) 「支給対象月」、「年齢」、「支払年月日」、「支払金額」及び「累計」の欄は、傷病補償年金等記録簿(第21号様式の2)(記入要領)の(2)、(3)、(4)、(5)及び(7)の例により記入してください。
- (3) 当該補償と同一の事由につき、損害賠償を受けたときは、傷病補償年金等記録簿(第21号様式の2)(記入要領)の2の(6)の例により記入してください。